

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十四日

鹿児島市真砂町一番二号

株式会社しんでん

代表清算人 城ヶ原浩幸

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年六月三十日責任役員会決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十四日

愛知県春日井市如意申町四丁目二九番一一

木曽御嶽本教永伯教会

清算人 高間 博久

解散公告(第一回)

当組合は、令和八年七月二十一日高槻市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十四日

大阪府箕面市船場西二丁目二番一号

高槻市成合南土地画整理組合

代表清算人 津田 隆敏

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年六月三十日、高松地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十四日

香川県高松市築地町一三番地九

高松あさひ法律事務所

清算人 弁護士 藤本 隆英

清算人 弁護士 藤本 隆英

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年七月二十二日札幌地方裁判所室蘭支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十四日

北海道室蘭市東町二丁目二七番四号セミナービル三階弁護士法人北海道みらい法律事務所

清算人 弁護士 増川 拓

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年七月十五日福島地方裁判所郡山支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年八月二十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十四日

福島県須賀川市狸森字新田一九五番地

宗教法人萬實院

(債権の申出先)

福島県郡山市西ノ内二一七七今泉第二ビル二〇三号室

天鏡法律事務所

清算人 渡邊 恭子

解散公告(第二回)

当土地改良区は、令和八年二月五日開催の総会の決議により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十四日

群馬県藤岡市中栗須三三七番地

清算法人牛田川除土地改良区

清算人代表 北野 正

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年七月二十四日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月二十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十四日

東京都品川区東大井一丁目二番一三号京急交通株式会社品川営業所内

京急交通株式会社労働組合京友会

清算人 菊田 康彦

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年十月八日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年八月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十四日

富山県下新川郡朝日町大家庄五六二番地

宗教法人西順寺

清算人 名越 美生

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年一月三十日開催の社員総会の決議並びに岡山県知事の認可により、令和八年七月十三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月二十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十四日

岡山県倉敷市玉島八島七六三番地

医療法人社古城耳鼻咽喉科医院

清算人 古城 靖

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年六月二十三日高松地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月二十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十四日

香川県高松市花園町一四三一番地

宗教法人不動教会

清算人 増元賢次郎

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年六月三十日福岡地方裁判所飯塚支部の解散命令の確定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十四日

福岡県嘉麻市漆生七六四番地

宗教法人地蔵院

清算人 弁護士 栢田 晃久

連絡先 福岡県飯塚市立岩一四三一一

栢田法律事務所

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年六月二十二日、福島地方裁判所白河支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十四日

福島県白河市金屋町五五番地

宗教法人心睦教団安藤教会

清算人 弁護士 宮本 雅司

弁護士法人宮本法律事務所

連絡先

〇二四八二七二二八三

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年六月二十八日開催の総会の決議により令和八年七月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年八月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十四日

大阪府西区江之子島一丁目九番一五

マツダファミリーハイツ阿波座管理組合

清算人 西浦 一美

法人

解散公告(第三回)

当組合は、令和八年七月三日開催の本地生産森林組合総会の決議により令和八年七月二十七日に県の認可を得て解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月二十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十四日

広島県山県郡北広島町本地二二六六番地

本地生産森林組合

清算人 堀亀 諭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県石岡市石岡八番地、最後の住所茨城県石岡市上曽一四七四番地八

被相続人 亡 大野 一美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月三十日まで請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十四日

茨城県土浦市大手町四番一七号礎法律事務所

相続財産清算人 弁護士 福岡 秀哉